

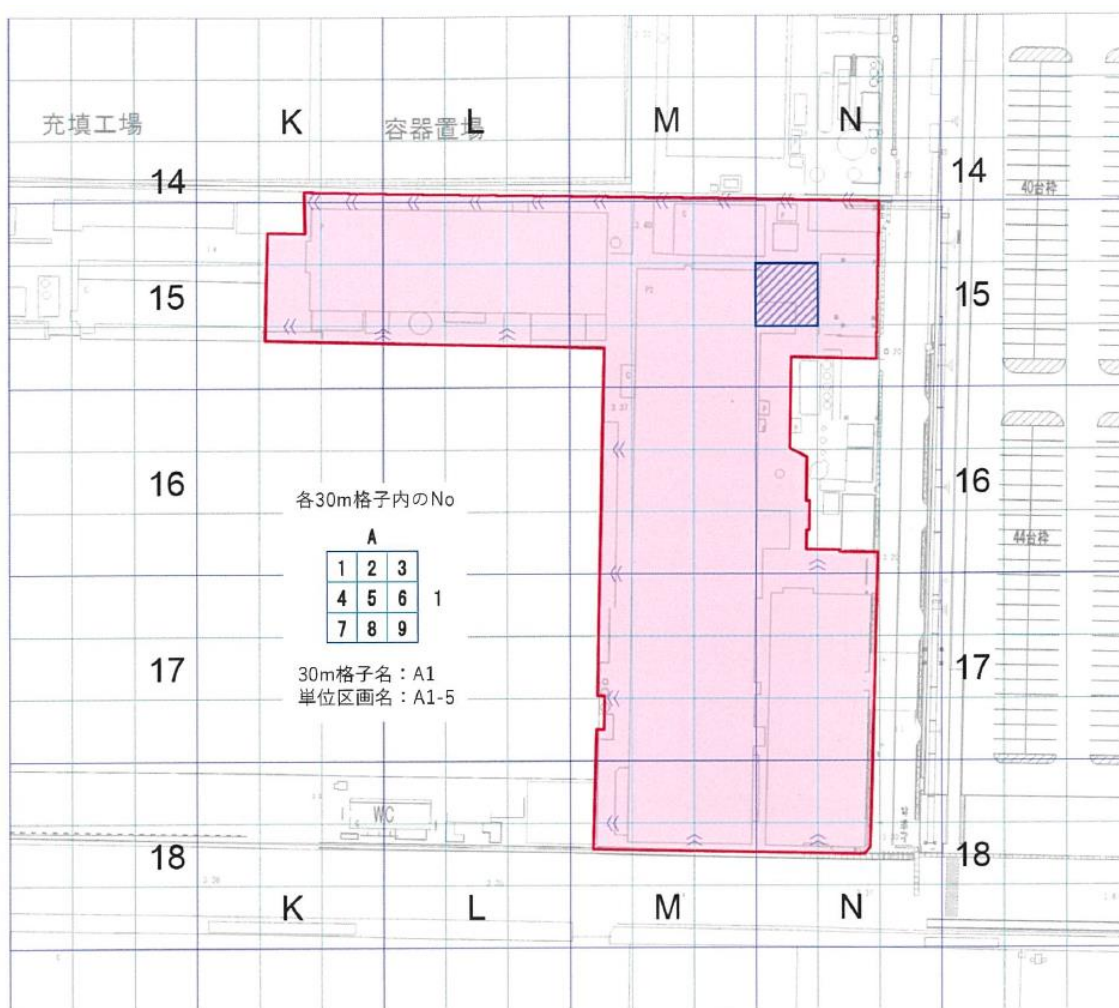


図 特機事業部

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 <<：単位区画の統合

※令和6年4月25日 指 - 122号

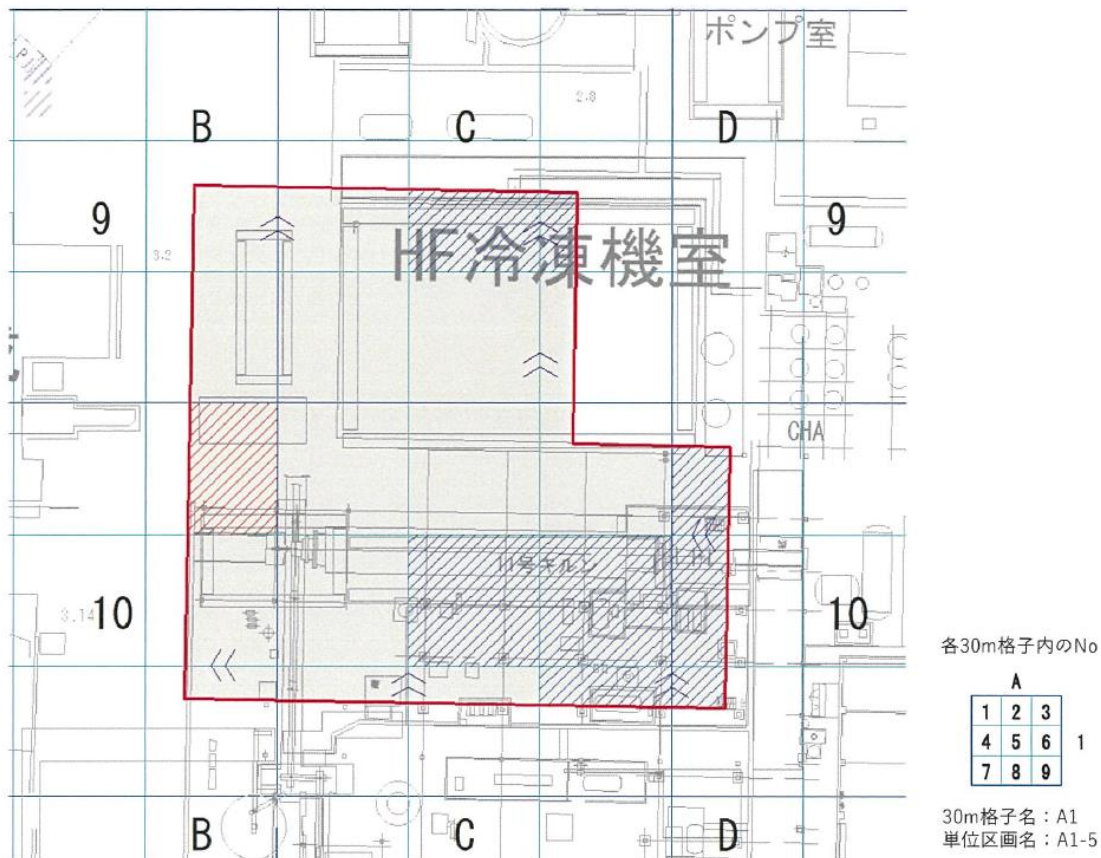
別紙⑫の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：六価クロム（溶出量）、シアン（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）

※令和6年10月15日 指 - 135号

別紙⑫の指定区域のほか、別紙⑬の指定区域における工事で発生する汚染土壌を別紙⑪の指定区域（■範囲）に仮置きし、当該仮置く汚染土壌を元の指定区域に埋戻すため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑫の指定区域のうち、■範囲の単位区画をカドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）について指定し、▨範囲の単位区画を、シアン（溶出量）について指定する。



- ：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合
- ：PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(第二溶出量基準に不適合)
- ：PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE、MC、1,1,2TCA、1,2DCA について汚染状態に関する基準に
適合しない土地とみなされる範囲 (第二溶出量基準に不適合)
- ※PCE はテトラクロエチレン、TCE はトリクロエチレン、1,1DCE は 1,1-ジクロエチレン、1,2DCE は 1,2-ジクロエチレン、
CE はクロエチレン、MC は 1,1,1-トリクロエタン、1,1,2TCA は 1,1,2-トリクロエタン、1,2DCA は 1,2-ジクロエタンを示す。
- ：第二種特定有害全 9 項目、第三種特定有害物質全 5 項目について汚染状態に関する基準
(第二種・第三種特定有害物質の第二溶出量基準、第二種特定有害物質の土壌含有量基準) に
適合しない土地とみなされる範囲

※令和 6 年 6 月 6 日 指-125 号

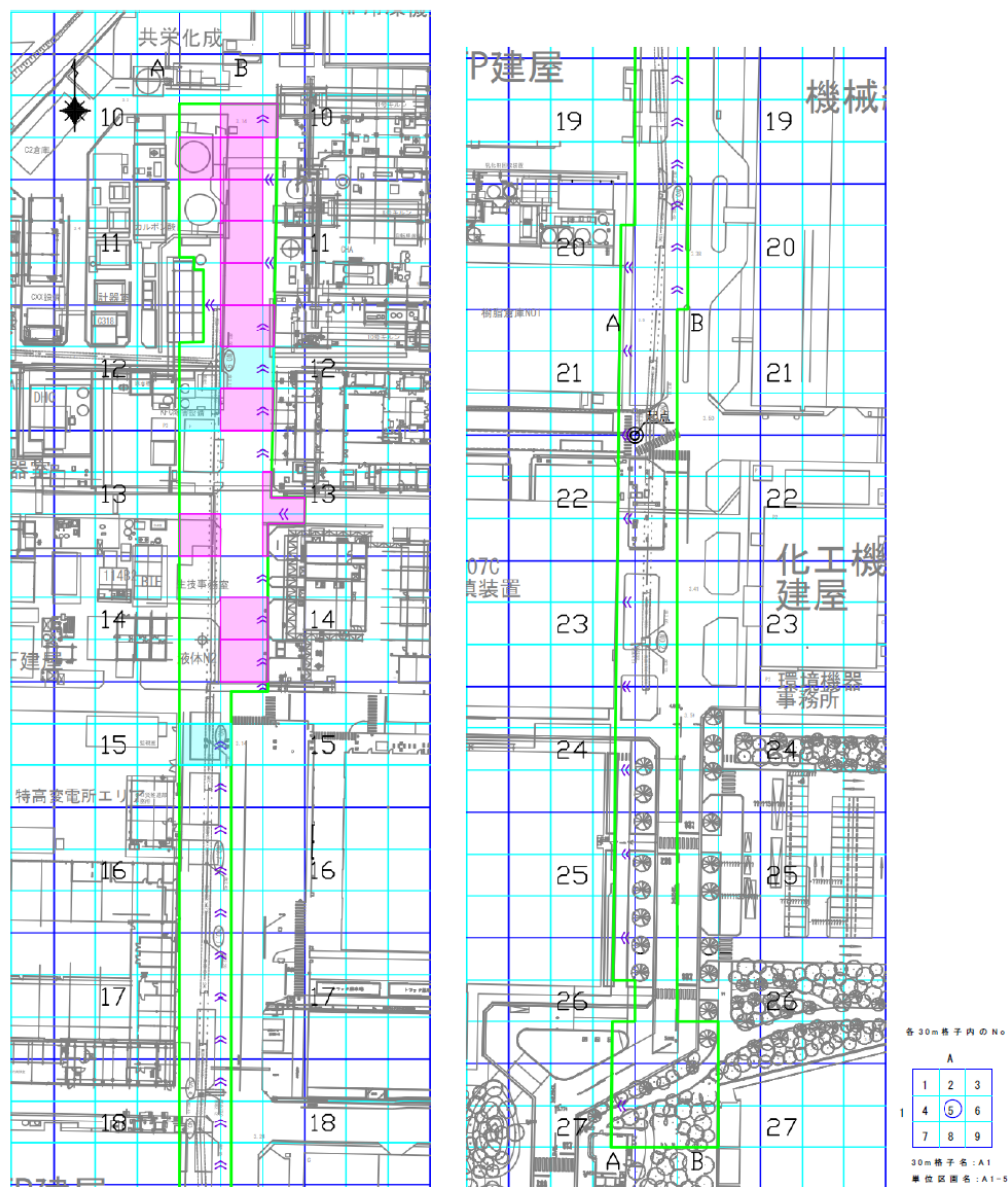
別紙⑬の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：テトラクロエチレン(第二溶出量)、トリクロエチレン(第二溶出量)、
1,1-ジクロエチレン(第二溶出量)、1,2-ジクロエチレン(第二溶出量)、クロエチレン(第二溶出量)、
1,1,1-トリクロエタン(第二溶出量)、1,1,2-トリクロエタン(第二溶出量)、1,2-ジクロエタン(第二
溶出量)、第 2 種全項目(第二溶出量・含有量)、第 3 種全項目(第二溶出量)

※令和 6 年 9 月 19 日 指-132 号

別紙⑬の指定区域は、同区域で予定する工事により第 1 種特定有害物質の基準に適合しない指定区画を除く指定区画の間の汚染土壌の移動が見込まれることから、指定の申請を行ったものである。

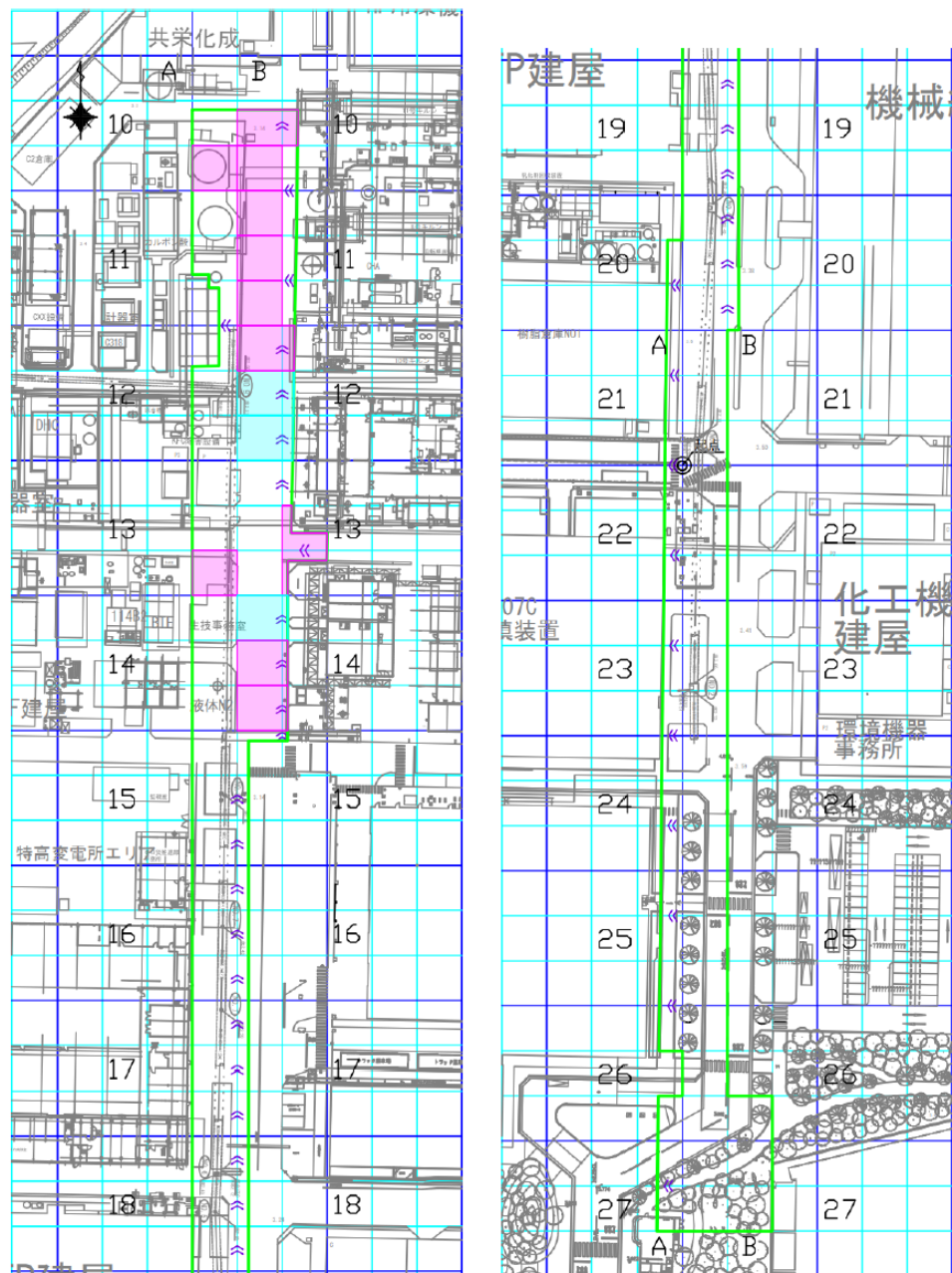
指定する特定有害物質：シアン(第二溶出量)、チオベンカルブ(第二溶出量)、チウム(第二溶出量)、
ポリ塩化ビフェニル(第二溶出量)



- : 形質変更範囲
 — : 30m 格子
 — : 10m 格子
 ↔ : 単位区画の統合
■ : 汚染状態に関する基準（第二溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲
■ : 汚染状態に関する基準（土壌溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲

※令和 6 年 7 月 3 日 指-126 号

別紙⑭-1 の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質（テトラクロレチン（溶出量・第二溶出量））の汚染状態について指定する。

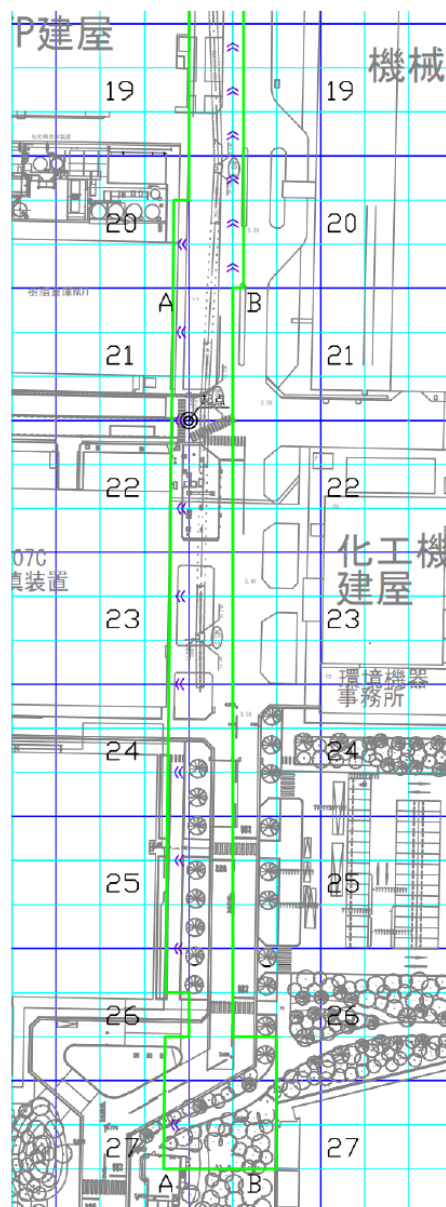
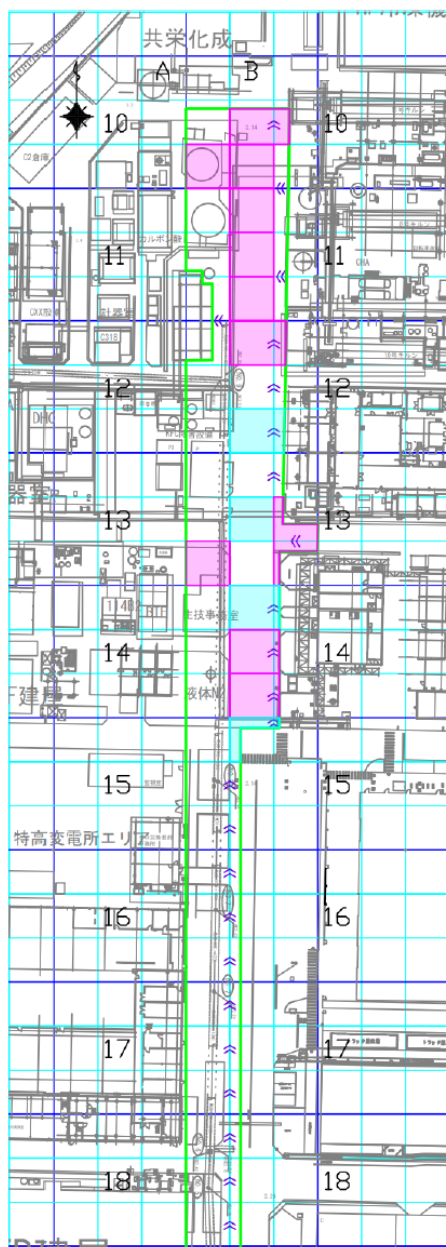


汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地（トリクロロフェン）

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ≪ : 単位区画の統合
 ■ : 汚染状態に関する基準（第二溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲
 ■ : 汚染状態に関する基準（土壌溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲

※令和 6 年 7 月 3 日 指-126 号

別紙⑭-2 の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質（トリクロロフェン（溶出量・第二溶出量））の汚染状態について指定する。



各30m格子内のNo

A

1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名:A1

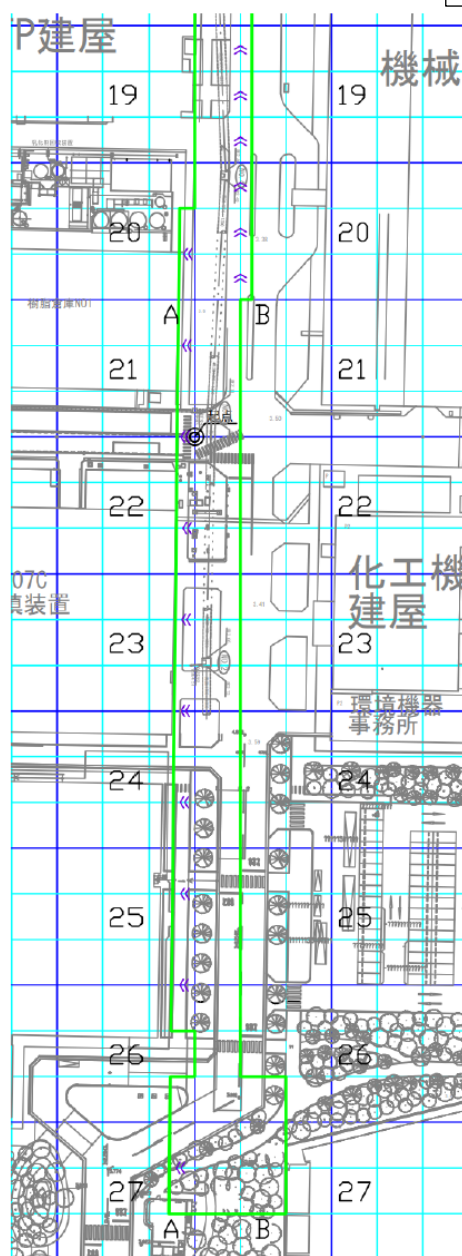
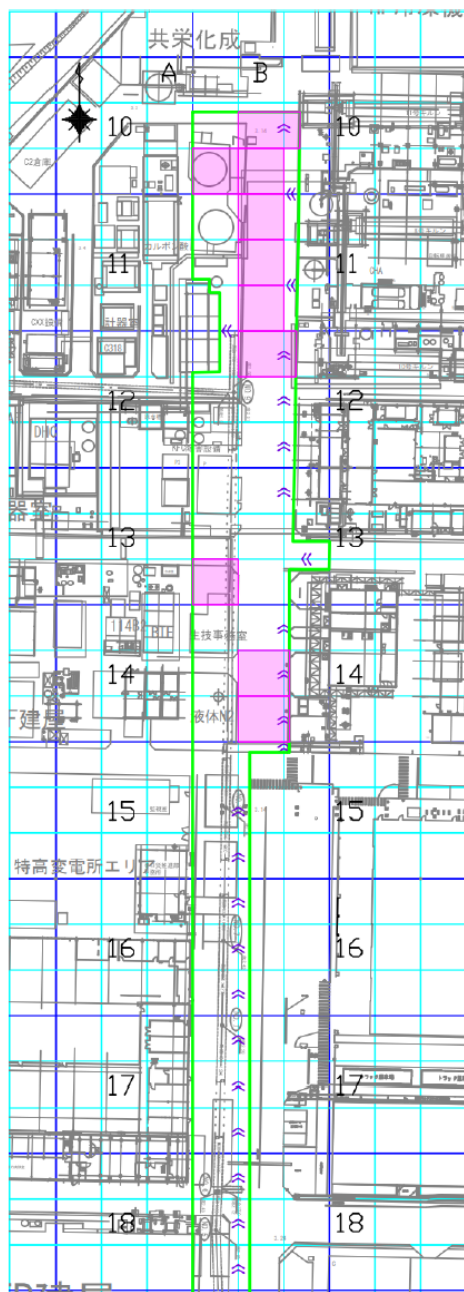
単位区画名:A1-5

汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地 (1,2-ジクロロエレン)

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲
 : 汚染状態に関する基準 (土壌溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲

※令和6年7月3日 指-126号

別紙⑭-3 の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質 (1,2-ジクロロエレン (溶出量・第二溶出量)) の汚染状態について指定する。



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

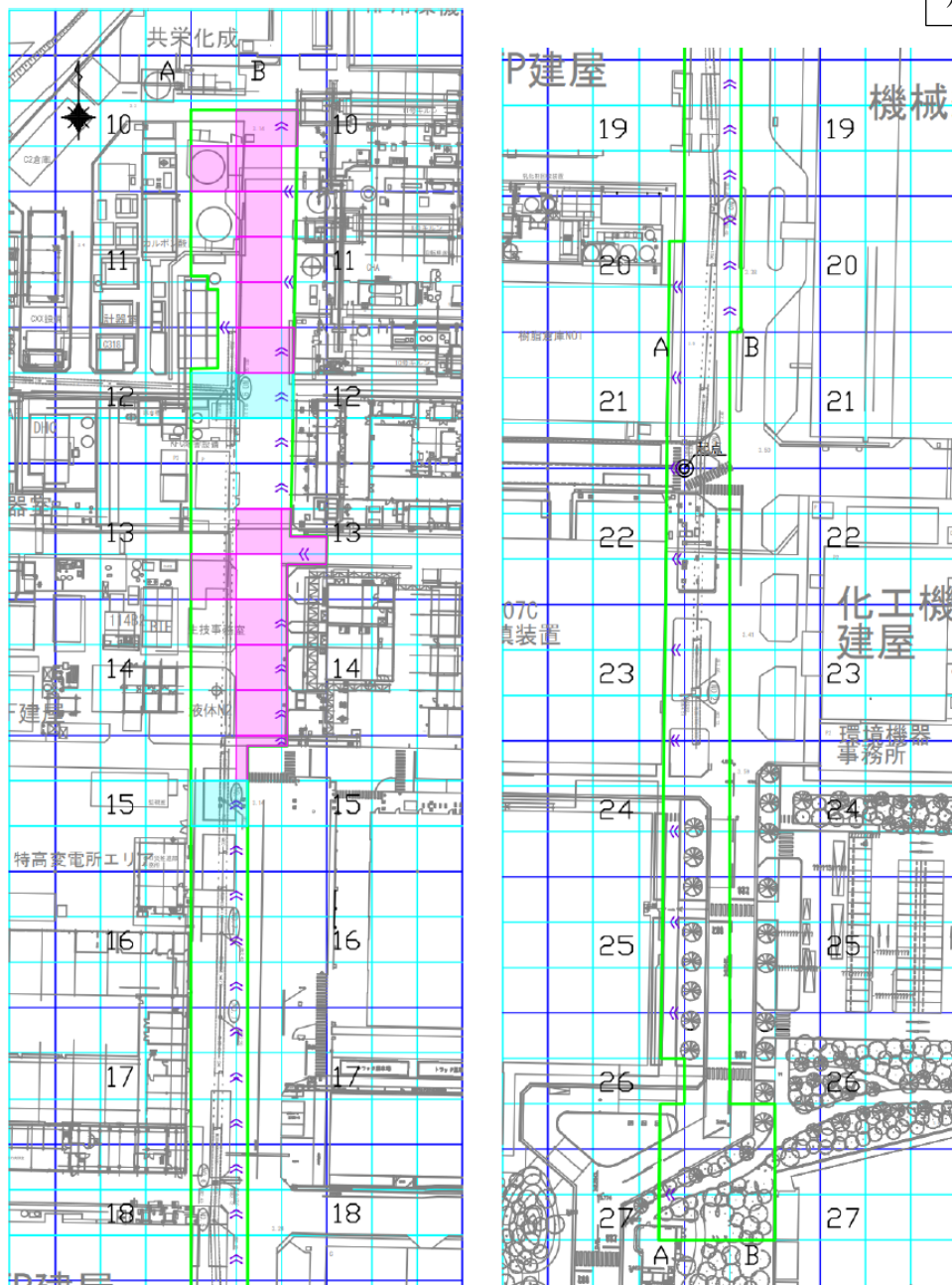
30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地 (1,1-ジクロロエチレン)

 : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲

※令和6年7月3日 指-126号

別紙⑭-4 の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質 (1,1-ジクロロエチレン (第二溶出量)) の汚染状態について指定する。

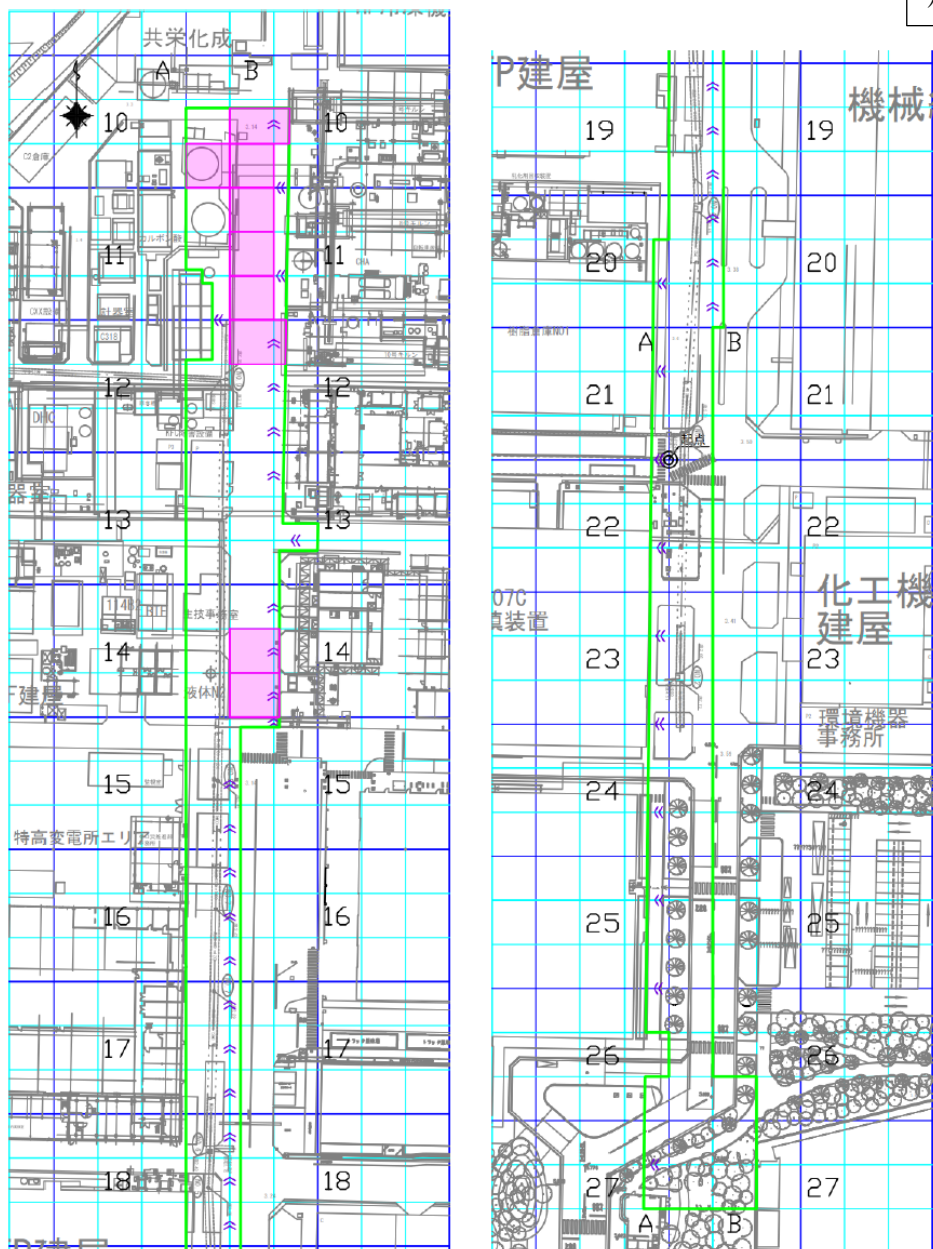


汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地（クロロフルン）

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 ■ : 汚染状態に関する基準（第二溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲
 ■ : 汚染状態に関する基準（土壌溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲

※令和6年7月3日 指-126号

別紙⑭-5の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質（クロロフルン（溶出量・第二溶出量））の汚染状態について指定する。



態に関する基準に適合しないとみなされる土地 (1, 1, 1-トリクロエタ)

 : 形質変更範囲
 — : 30m 格子
 — : 10m 格子
 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲

※令和 6 年 7 月 3 日 指-126 号

別紙⑭-6 の指定区域は、形質変更範囲について法第 3 条第 8 項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質 (1, 1, 1-トリクロエタ (第二溶出量)) の汚染状態について指定する。